

資料

目 次

1 . 公益性の判断要件のあり方.....	1
・ 公益性を失った法人の財産の取扱いについて.....	1
2 . 適正運営の確保のあり方	4
・ 理事・監事の責任及び寄付者や国民一般による代表者訴訟類似の制度について.....	4
3 . 判断主体のあり方	8
4 . 公益性を有する財団形態の法人に固有の必要な規律	15
(1) 公益性の判断要件のあり方 (規律)	15
評議員会構成の制限について	15
残余財産の帰属について.....	16
基本財産 (仮称) 制度について	17
(2) 財団形態の法人に係る適正運営の確保のあり方 (情報開示事項について)	22
(3) その他.....	22

1. 公益性の判断要件のあり方

公益性を失った法人の財産の取扱いについて

公益性を有する社団形態の非営利法人の残余財産に係る定款の定めの内容について、特定非営利活動促進法等の規定も踏まえ、例えば、帰属者となり得る者を他の類似目的の公益性を有する非営利法人や国・地方公共団体等の一定の範囲に限ることとする場合、当該法人が公益性を失った際には、残余財産の帰属者に係る制約がなくなり、公益性を有する法人として保有された財産が、その後の残余財産の処分により構成員間で分配され得ることから、公益性を失った法人の財産につき、何らかの措置を講ずる必要があるのではないか。

【留意点】

- ・ 公益性の喪失後、残余財産の処分に関する定款の定めの内容について制約がなくなれば、公益目的を前提にした寄付者等からの寄付分等を含む法人の財産が、残余財産として構成員間で分配可能となるなど、設立者・寄付者等の意思に反するおそれがあることから問題ではないか。
- ・ 公益性を有する非営利法人として保有された財産の中には、公益目的のために第三者から受けた寄付や助成による寄付分その他、税優遇による受益分、法人の収益事業から生じた分等が含まれているとの指摘。
 - 寄付分については、例えば、一般の非営利法人として一定期間活動した後に公益性を有する非営利法人となる場合等においては、必ずしも公益性が認められていることを前提としない寄付等も含まれると考えられるが、公益性が一旦認められた法人に対する寄付等は、全て公益性が認められていることを前提としてなされた寄付等とみなすことが可能か。(さらに、例えば、公益性を有する非営利法人が寄付等を受ける場合に、公益性が認められていることを前提とした寄付等を他と区分できるようにする必要性について、どう考えるか。)
 - 税優遇による受益分については、公益活動によって既に社会に還元されているとの指摘もある。

- 収益事業から生じた分（税優遇による受益分を除く）については、本来は公益目的に使われるべきものとの指摘。その全てについて何らかの措置を講ずることとすべきか、または、公益的事業に使われることとされた分を区分した上で何らかの措置を講ずることは可能か。

（注）なお、公益性判断が取り消された場合にあっても、非営利法人として存在し、解散するわけではないことから、公益性の取消時点において残余財産の処分が求められることはない点に留意。

- 公益性を有する法人として保有された財産が構成員間で分配されることは適当ではないとの観点から、先般の全体的討議においては、(a) 公益性の喪失後も引き続き構成員への残余財産の帰属は不可となる方法（帰属者となり得る者を他の類似目的の公益性を有する非営利法人や国・地方公共団体等の一定の範囲に限ることとする方法）、又は(b) 本来社会が受け取るべき分は社会に帰属させる方法が示されたところ。

< 上記(a)の方法に関連する主な意見 >

- 公益性を失って一般の非営利法人に戻った場合でも、残余財産の帰属者を一定の範囲に限ることとする内容を定款上変更できないようにすべき。
- 仮に、公益性を有する法人について残余財産の分配を一定の範囲に限る場合、公益性が認められなくなり一般の非営利法人に戻った際に構成員に帰属させるべきではない。拠出された財産を公益目的に使用されるべき一種の信託財産と考え、法人は公益性を失った後も受託者として拘束を受ける、ということがその根拠になる。

< 上記(b)の方法に関連する主な意見 >

- 法人の財産の中には拠出者による拠出分、寄付者からの寄付分、税優遇等による蓄積分などが含まれており、法人の財産がどれに当たるか区別するのは困難。
- 公益性が認められた法人が、その後公益性が認められなくなった場合についても、その財産に対する扱いは制裁的なものではなく、社会に戻すべき分は戻すという考え方で臨むべき。

- ・ 上記(a)の方法については、公益性の喪失後も、残余財産の帰属に係る必要な規律が遵守されているかどうかについて、判断主体が引き続き事後チェック（監督）の対象とし続けることにより実効性を確保する必要があると考えられるが、どのように評価するか。さらに、残余財産の帰属に係る規律の遵守状況の事後チェックのみでは不十分で、法人の目的・事業についても何らかの制限を加える必要があるとの考えを、どう評価するか。
- ・ 上記(b)の方法については、社会に帰属させるべき財産分の計算が困難との指摘がある他、法人の事業活動の継続に支障が生じるおそれがあると考えられるが、適切な対処が考えられるか。
- ・ 上記(a)及び(b)のいずれの方法であっても、例えば、一般の非営利法人として一定期間活動した後に公益性を有する非営利法人となった場合における一般の非営利法人としての活動期間中に増加した財産や、必ずしも公益性が認められていることを前提としない寄付分等については、その取扱いをどのように考えるべきか。

2. 適正運営の確保のあり方

理事・監事の責任及び寄付者や国民一般による代表訴訟類似の制度について

理事・監事が寄付者や国民一般に対して責任・義務を負うこととすべきか、また、寄付者や国民一般による代表訴訟類似の制度を導入すべきか。

【留意点】

- ・ 現行民法においては、公益法人に対する理事・監事の責任が法律上明確化されておらず問題との指摘。
- ・ このため、一般の非営利法人について、以下のような規定を設ける方向で検討されている。
 - (1) 法人と理事・監事との関係は、委任に関する規定に従うものとし、理事・監事は法人に対し、善管注意義務（民法第644条）を負うものとする（このほか、理事は法人に対し、いわゆる忠実義務を負うものであることを明らかにすべきとの指摘もある。）。
 - (2) 理事・監事の法人に対する責任及び第三者に対する責任に係る規律を設け、理事・監事が法令等に違反する行為を行った場合の法人に対する損害賠償責任等を明確化する。また、法人に対する責任の性質は過失責任であり、その責任の制限に関する規定の要否につき、例えば、善意無重過失を要件とするか、報酬の有無や常勤・非常勤の別を考慮するか、事後の免除や事前の制限の適否についてどう考えるか、といった観点から検討することとされている。一方、第三者に対する責任については、悪意又は重大な過失があった場合に賠償責任を負うこととされている。
- ・ 上記のとおり、一般の非営利法人については、理事・監事の責任を明確化することとしている。これらに加え、フィデュシャリー責任（受益者の利益のために、理事・監事などの法人の機関が託された職務を遂行する上で負う義務・責任）の考え方をより明確化する観点から、寄付者や国民一般も広く受益者と捉え、寄付者や国民一般に対して責任・義務を負うものとするについて、どのように考えるか。当会議においては、以下の両論が示されているところ。

< 寄付者や国民一般に対して責任・義務を負うべきとの主な意見 >

- 理事について受託者責任を基礎として考えていくべき。
- 公益性を有する法人は社会のために財産を預かっているという観点又は社会的監視を強化する観点から、寄付者や国民一般に対する責任・義務は必要。

< 寄付者や国民一般に対して責任・義務を負わせるべきではないとの主な意見 >

- 理論的なステークホルダーは国民全体であるが、理事の責任をそこまで広げることについて、それを受け入れるところまで成熟しておらず困難。
- 理事の責任を強化しすぎると引き受け手がいなくなるおそれ。

- ・ 理事・監事の責任に関連し、寄付者や国民一般が理事・監事の責任を追及することを可能とする代表訴訟類似の制度の導入についても、当会議において、以下の両論が示されているところ。

< 寄付者や国民一般による代表訴訟類似の制度を認めるべきとの主な意見 >

- 理事について受託者責任を基礎として考えていくべきで、代表訴訟類似の制度の訴権は国民一般に対して認められるべき。

< 寄付者や国民一般による代表訴訟類似の制度を認めるべきでないとの主な意見 >

- 住民訴訟制度は住民と地方公共団体との信託関係がその根底にあるが、これと同程度に一般国民と公益性を有する法人との信託関係があるとは言えない。また、法人が税制特例措置を受けるとすれば、納税者の立場からのチェックは考えられるが、他の税制特例措置を受けている者や補助金を受けている者にも同様に納税者による訴訟提起を認めなければ、バランスを失する。
- 法人自体のガバナンスが強化され、判断主体がチェックすることとなる中で、代表訴訟類似の制度まで導入することは行き過ぎ。

- ・ いずれにせよ、理事・監事が寄付者や国民一般に対して責任・義務を負うこととすべきか、又は寄付者や国民一

般による代表訴訟類似の制度を導入すべきかについては、他の関連制度とのバランス、理事・監事の負担、公益性を有する法人に係るガバナンスのあり方や、社会監視・事後チェックの仕組みなども考慮した上で、慎重な対応が必要と考えられるが、どうか。

- ・ 一般の非営利法人については、理事・監事の法人に対する責任の制限のあり方が検討されているが、公益性を有する非営利法人の役員の責任制限について、どう考えるか。役員の責任制限について、一般の非営利法人の場合とその取扱いを異ならせる必要はあるか。

【参考】

民法（民法第一編第二編第三編）（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第六百四十四条 受任者ハ委任ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ処理スル義務ヲ負フ

中間法人法（平成十三年法律第四十九号）（抄）

（有限責任中間法人との関係）

第四十三条 有限責任中間法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

2 理事が受ける報酬は、定款にその額を定めなかったときは、社員総会の決議によって定める。

（有限責任中間法人との取引等）

第四十六条 理事が有限責任中間法人の財産を譲り受け、有限責任中間法人に対して自己の財産を譲り渡し、有限責任中間法人から金銭の貸付けを受け、その他自己又は第三者のために有限責任中間法人と取引をするには、社員総会の承認を得なければならない。有限責任中間法人が理事の債務を保証し、その他理事以外の者との間において有限責任中間法人と理事との利益が相反する取引をする場合についても、同様とする。

2 前項の理事又は有限責任中間法人を代表して同項の取引をしようとする理事は、同項の社員総会において、同項の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

3 第一項の承認の決議は、第二十六条第二項に定めるところにより行わなければならない。

4 民法第百八条の規定は、第一項前段の承認を得た同項前段の取引については、適用しない。

（有限責任中間法人に対する責任）

第四十七条 理事が第六十五条第二項又は第三項の規定に違反する基金の返還に関する議案を社員総会に提出したときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該議案を承認する決議に基づき違法に返還された額を弁済する責めに任ずる。

2 理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、当該行為により当該有限責任中間法人が受けた損害額を賠償する責めに任ずる。

- 3 第一項の議案の提出又は前項の行為をすることに同意した理事は、当該提出又は当該行為をしたものとみなす。
- 4 第一項又は第二項の理事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第四十八条 理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

- 2 理事が第十四条第二項若しくは第七十四条第二項の申込用紙若しくは第五十九条第一項の書類に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該理事が当該記載、当該登記又は当該公告をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(有限責任中間法人との関係)

第五十四条 有限責任中間法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

- 2 監事が受ける報酬は、定款にその額を定めなかつたときは、社員総会の決議によって定める。
- 3 監事が数人ある場合において、各監事の受ける報酬の額について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該額は、前項の報酬の範囲内において、監事の協議によって定める。

(有限責任中間法人に対する責任)

第五十六条 監事がその任務を怠つたときは、当該監事は、有限責任中間法人に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。

- 2 前項の監事の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

(第三者に対する責任)

第五十七条 監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

- 2 監事が監査報告書に記載すべき重要な事項について虚偽の記載をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該監事が当該記載をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

商法(明治三十二年法律第四十八号)(抄)

第二百五十四条ノ三 取締役ハ法令及定款ノ定並ニ總會ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ

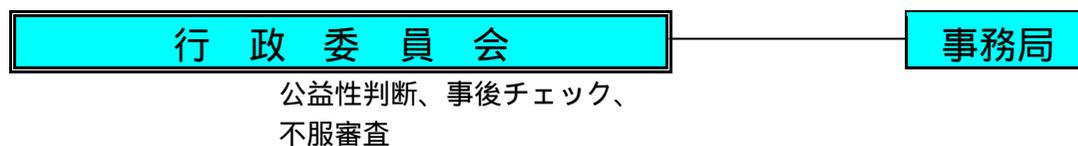
3. 判断主体のあり方

判断主体は、どのような機能を担うのか。また、それらの機能を適切に果たすためには、どのような組織体制とするのが適切か。

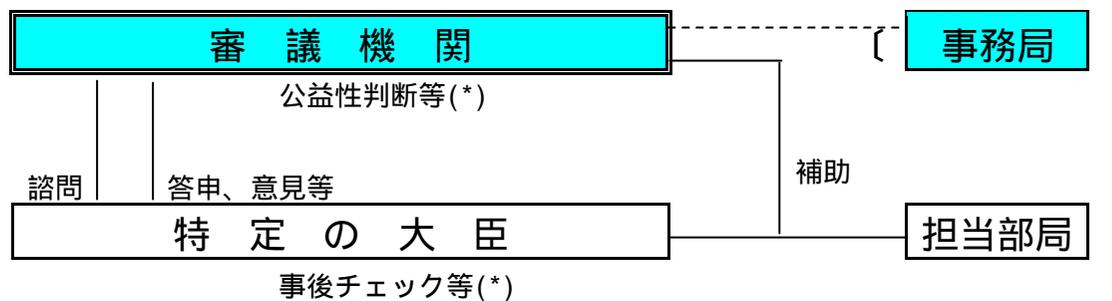
【留意点】

- ・ 判断主体については、民間の考えを適切に反映しつつ、現在の主務官庁から中立的に判断を行いうる組織であること、専門性を有し的確・効率的で実効性の高い事務処理を行いうる組織であること、求められる機能に対して適切な責任を果たしうる組織であること等の要請を満たすことが必要。また、行政組織の膨張抑制の観点に留意する必要。
- ・ 判断主体が担うべき主な機能としては、 公益性判断、 事後チェック（監督）、 これらを行うために必要となる報告徴収、立入検査、調査等、 不服申立て、等が考えられる。
- ・ 判断主体に係る諸要請に対応しつつ、これらの機能を適切に果たすためには、判断主体としてどのような組織が適切か。現行の審議機関には様々な機能を担うものが存在しており〔別紙参照〕 こうした機能を適切に組み合わせることにより、行政委員会と機能的に遜色ない判断主体とすることが可能。行政組織の膨張抑制の要請を踏まえれば、現在の主務官庁から中立的に判断を行いうる特定の大臣の下に、民間有識者からなる審議機関を設け、その審議機関による公益性の判断に係る意見に基づき、当該大臣が判断を行うこととし、事後チェックや不服審査の機能については、審議機関と大臣が適切に分担して行うことが適当ではないか。
- ・ 一方、こうした仕組みについて、様々な活動分野の公益性を適切に判断する観点から、民間有識者からなる審議機関が、各分野に応じた専門性を備えることが可能かといった指摘や、各分野の公益性については、所管省庁が有益な情報を有しているのではないかとといった指摘があることに、留意が必要。

判断主体のあり方

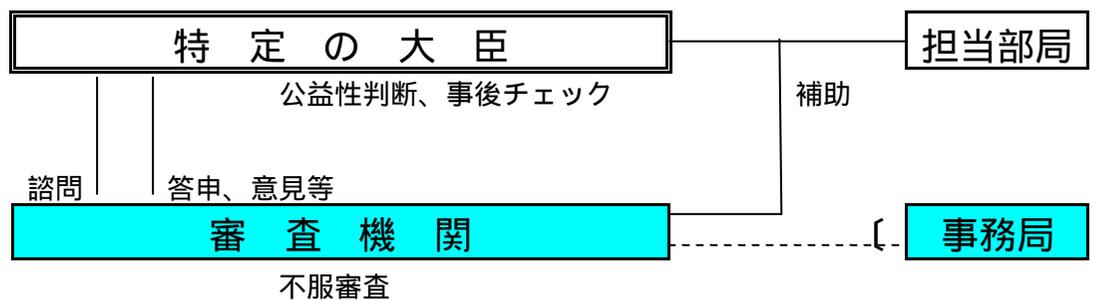


例)
 公正取引委員会



例)
 運輸審議会
 電波監理審議会
 食品安全委員会
 薬事・食品衛生審議会
 宗教法人審議会
 証券取引等監視委員会
 公認会計士・監査審査会

* : 不服審査、事後チェックについては、大臣と適切に分担して行う。



例)
 情報公開・個人情報保護審査会

註) 二重枠部分は実質的に判断を行う機関を、網掛け部分は新設する必要がある組織を、それぞれ指す。

審議機関の例

審議機関の名称 (所属省庁)	審議機関の意見を聴かなければならないとされる主な許認可等の行政処分	審議機関の意見を聴かなければならないとされる主な行政処分の取消し、命令等	審議機関による主な報告徴収、立入検査、調査等	審議機関の意見を聴かなければならないとされる不服申立て	審議機関の意見を聴かなければならないとされる主な政省令等の制定	審議機関が行うその他の主な事務	委員〔註1〕						独立した事務局等	
							定員等 括弧内は常勤	任命権者	両院の同意	主な資格要件	任期	罷免事由		職権行使の独立
運輸審議会 (国土交通省)	() 鉄道旅客運賃等の上限の認可	() 鉄道旅客運賃等の上限の変更命令	・公聴会の開催 ・官民の関係者に対する資料提出等の要求 ・調査の囑託 ・関係人等に対する出頭の要求・意見等の徴収	左の ・ についての不服申立て	×	・国土交通大臣に対して必要な勧告	6 (4)	国土交通大臣		35歳以上の者で広い経験と高い識見を有する者	3年		×	
電波監理審議会 (総務省)	() 無線局の予備免許	() 無線局の免許の取消し	・利害関係者に対する意見聴取 ・異議申立人、当事者等に対する陳述・鑑定・物件提出の要求、審問及び検証(立入検査)	左の ・ についての不服申立て	無線局の予備免許等の基準の細目	・総務大臣に対して必要な勧告	5 (5)	総務大臣		公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者	3年		×	×
食品安全委員会 (内閣府)	特定普通肥料の登録	特定普通肥料の登録の取消し	・施策の実施状況を監視 ・科学的調査及び研究 ・関係行政機関の長に対する資料提出等の要求 ・調査の委託	×	普通肥料の公定規格の設定	・食品健康影響評価を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告 ・食品の安全性の確保のため構図べき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を提出	7 (4)	内閣総理大臣		食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者	3年		×	
薬事・食品衛生審議会 (厚生労働省)	医薬品等の製造の承認	医薬品等の製造の承認の取消し	・関係行政機関の長に対する資料提出等の要求	×	医薬品等の製法等基準の設定	・医薬品等の使用による保健衛生上の危害の発生等を防止するために必要な措置について、調査審議し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を提出	30以内 (0)	厚生労働大臣	×	学識経験のある者	2年	×	×	×
宗教法人審議会 (文化庁)	() 宗教法人の規則の不認証	() 規則の認証の取消し	×	左の ・ についての不服申立て	×	・所轄庁が規則の認証等の権限を行使する際に留意すべき事項に関し、文部科学大臣に意見を提出	10~20 (0)	文部科学大臣	×	・宗教家 ・宗教に関し学識経験がある者	2年	×	×	×
証券取引等監視委員会 (金融庁)	×	×	・証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴収(内閣総理大臣及び金融庁長官が権限を委任) ・犯則事件の調査	×	×	・検査等の結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告 ・検査等の結果に基づき、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣に建議	3 (3)	内閣総理大臣		なし	3年			
公認会計士・監査審査会 (金融庁)	×	×	・日本公認会計士協会が行う公認会計士業務状況調査結果の報告の受理(内閣総理大臣及び金融庁長官が事務を委任) ・同協会及び公認会計士等に対する報告・資料の徴収、立入検査(内閣総理大臣及び金融庁長官が権限を委任)	×	×	・報告・資料の徴収、立入検査の結果に基づき、公認会計士等の業務又は日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣(金融庁長官)に勧告	10以内 (0-1)	内閣総理大臣		公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者	3年			
情報公開・個人情報保護審査会 (内閣府) 〔註2〕	×	×	・諮問庁に対する行政文書等の提示の要求 ・不服申立て人・参加人・諮問庁に対する意見書・資料の提出要求、適当と認める者に対する陳述・鑑定の要求	開示決定等に対する不服申立て	×		15 (0-5)	内閣総理大臣		優れた識見を有する者	3年		×	

註1) 臨時委員、専門委員等を除く。

註2) 平成17年3月31日までは「情報公開審査会」。

(参考)

運輸審議会

主管省及び庶務担当部局課 国土交通省 運輸審議会事務局

根拠法令 国土交通省設置法第6条(旧運輸省設置法第5条)

設置年月日 平成13年1月6日(昭和24年6月1日)

所掌事務 鉄道事業法、軌道法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法、内航海運組合法、港湾運送事業法、港湾法及び航空法の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う処分に係るもの等を処理すること。

電波監理審議会

主管省及び庶務担当部局課 総務省総合通信基盤局 総務課

根拠法令 電波法第99条の2(放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送の運営の規制に関する法律及び電気通信役務利用放送法)

設置年月日 昭和27年8月1日

所掌事務 電波及び放送の規律に関する事務の公平かつ能率的な運営を図るため、電波法、放送法及び電気通信役務利用放送法の規定に定める諮問事項(必要的諮問事項)について審議・答申すること、必要な場合にはこれらに関し総務大臣に勧告すること、並びに 電波法、放送法、電気通信役務利用放送法、有線テレビジョン放送法及び有線ラジオ放送業務の運営の規制に関する法律に基づく総務大臣の処分に対する不服申立てについて審査及び議決をすること。

食品安全委員会

主管省及び庶務担当部局課 内閣府食品安全委員会事務局 総務課

根拠法令 食品安全基本法第22条

設置年月日 平成15年7月1日

所掌事務

1. 政府が食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項を定めるに当たり、内閣総理大臣からの要請に応じ、内閣総理大臣に意見を述べること。
2. 関係各大臣からの要請に応じ、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
3. 食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
4. 食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
5. 食品の安全性の確保に関する施策に係る重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係

行政機関の長に意見を述べること。

6. 2.から5.までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
7. 2.から6.までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
8. 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

薬事・食品衛生審議会

主管省及び庶務担当部局課 厚生労働省医薬食品局 総務課

根拠法令 厚生労働省設置法第11条第1項

設置年月日 平成13年1月6日

所掌事務 薬事法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法、毒物及び劇物取締法、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

宗教法人審議会

主管省及び庶務担当部局課 文化庁文化部 宗務課

根拠法令 宗教法人法第71条

設置年月日 昭和26年4月3日

所掌事務 文部科学大臣の諮問に応じて宗教法人に関する認証その他宗教法人法に基づきその権限に属せられた事項について処理し、及びこれに関連し留意すべき事項に関し文部科学大臣に意見を述べること。

証券取引等監視委員会

主管省及び庶務担当部局課 証券取引等監視委員会事務局 総務検査課

根拠法令 金融庁設置法第6条

設置年月日 平成4年7月20日

所掌事務

1. 証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の規定に基づく報告又は資料の徴求及び検査（証券取引法第194条の6第2項、外国証券業者に関する法律第42条第2項、金融先物取引法第92条第2項及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第13条第4項の規定により委任されたものに限る。）を行うこと。
2. 証券取引及び金融先物取引に係る犯則事件の調査に関すること。
3. 証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法又は金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の規定に基づく報告又は資料の徴求及び検査（証券取引法第194条の6第2項、外国証券業者に関する法律第42条第2項、金融先物取引法第92条第2項及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第13条第4項の規定により委任されたものに限る。）を行うこと。

客等の本人確認等に関する法律の規定に基づく検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引及び金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告すること。（金融庁設置法第20条第1項）

4. 証券取引等の検査及び犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議すること。（金融庁設置法第21条）

公認会計士・監査審査会

主管省及び庶務担当部局課 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室

根拠法令 公認会計士法

設置年月日 昭和27年8月1日（平成16年4月1日改組・名称変更）

所掌事務

1. 公認会計士、会計士補及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分に関する事項を調査審議すること。
2. 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の公認会計士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務並びに日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣に勧告すること。
3. 公認会計士試験を行うこと。
4. 協会が行う会員の法第2条第1項の業務の状況の調査の結果報告の受理に関する事務。
5. 協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。
6. 公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、法第2条第1項又は第2項の業務に関し、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めること。
7. 公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、法第2条第1項の業務に関し、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書類その他の物件を検査すること。

情報公開審査会

主管省及び庶務担当部局課 内閣府情報公開審査会事務局 総務課

根拠法令 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第21条

設置年月日 平成13年4月1日

所 掌 事 務 開示請求に係る行政文書又は法人文書の開示決定、一部開示決定又は不開示決定について不服申立てがあった場合における採決または決定をすべき行政機関の長又は独立行政法人等（諮問庁）からの諮問に応じ、その不服申立てについて調査審議すること。

（出典：審議会総覧（平成16年版）〔総務省行政管理局〕）

4．公益性を有する財団形態の法人に固有の必要な規律

(1) 公益性の判断要件のあり方(規律)

評議員会構成の制限について

公益性を有する財団形態の法人については、評議員会構成に制限を加える方向で検討してはどうか。

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の財団形態の法人にあっては、評議員会構成の制限について特段のルールを設けることは検討していない。
- ・ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(以下「指導監督基準」)において、「評議員に関し、……、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること」とされている。また、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(以下「運用指針」)において、「同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度(2分の1以内)にとどめることが必要」とされている。
- ・ 公益性を有する社団形態の法人については、役員構成について、同一親族が役員に占める割合を制限する等所要の規定を置くこととされていることを踏まえれば、財団形態の法人の評議員構成についても、同様の規律を設ける方向で検討してはどうか。

残余財産の帰属について

公益性を有する財団形態の法人の残余財産の帰属に関する寄附行為の定めの内容としては、例えば、帰属者となり得る者を他の類似目的の公益性を有する非営利法人や国・地方公共団体等の一定の範囲に限ることとすべきではないか。

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の財団形態の法人にあつては、「残余財産の帰属については、寄附行為によって定めるものとする」方向で検討されているが、併せて、以下の(1)又は(2)の制限を設けることについても検討されている。
 - (1) 設立者には、残余財産を出えん額の限度で帰属させることは妨げないが、出えん額を超えて帰属させてはならないものとする。
 - (2) 設立者には、出えん額を含め、残余財産を帰属させることはできないものとする。
- ・ いずれにせよ、公益性を有する社団形態の法人の残余財産の帰属に関する定款の定めの内容について、帰属者となり得る者を他の類似目的の公益性を有する非営利法人や国・地方公共団体等の一定の範囲に限る（構成員への帰属は不可となる）方向で検討することとされていることを踏まえれば、公益性を有する財団形態の法人の残余財産の帰属についても、同様に、帰属者となり得る者を他の類似目的の公益性を有する非営利法人や国・地方公共団体等の一定の範囲に限る（設立者への帰属は出えん額を含め不可となる）こととする方向で検討してはどうか。

基本財産（仮称）制度について

一般の財団形態の法人における基本財産（仮称）に係る規律に加え、公益性を有する財団形態の法人の基本財産（仮称）等につき何らかの追加的な規律を課す必要はあるか。

【留意点】

- ・ 現行財団法人において、基本財産となる財産については、寄附行為の定めに委ねられており、この点に関する一般的な寄附行為の記載例は以下のとおり（(財)公益法人協会「公益法人の設立・運営・監督の手引き」183頁）。

（財産の種別）

第6条 本協会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

（2）基本財産とすることを指定して寄附された財産

（3）理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

- ・ また、現行財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとされている（指導監督基準）。
- ・ このため、基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこととされている。具体的には、安全、確実な方

法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、価値の変動が著しい財産（株式、株式投資信託等）、客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）、利子又は利用価値を生じない財産（現金、当座預金等）等の財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でないとされている（指導監督基準及び運用指針）。

- ・ 一方、非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の財団形態の法人にあっては、上記の指導監督基準上の基本財産の概念とは別に、新たな基本財産（仮称）制度（法人が存続中に保有すべき純資産の最低額を法定する）を設ける方向で検討されている。
- ・ また、それに関連し、以下の（１）及び（２）についても検討することとされている。
 - （１）最低額については、現行の会社制度における最低資本金の額等も参考としつつ、検討する。
 - （２）純資産の額が最低額を下回った場合の法的効果について、次のいずれの見解によるべきか。
 - 解散事由となる。
 - 一定の期間内に純資産を回復しなければ、解散するものとする。
- ・ 新たな一般の財団形態の法人における基本財産（仮称）を踏まえれば、以下の点につき、どのように考えるか。
 - （１）基本財産（仮称）又は一定の財産の規模に係る規律
 - 公益性を有する財団形態の法人にあっては、公益的な事業の安定的・継続的な実施に必要な財政的基礎を確保する観点から、一般の財団形態の法人の基本財産（仮称）に求められる最低額以上の純資産としての基本財産（仮称）を求めることとすべきか。
 - または、設立者・寄付者の意思の尊重等の観点から、設立者・寄付者の意思等により指定された一定の財産（現行財団法人制度における「基本財産」に相当する財産）を他の財産と区分し、当該区分された財産について最低額を設けることとすべきか。
 - （２）一定の財産の管理運用に係る規律

- (1)の規律の有無に関わらず、設立者・寄付者の意思を尊重する等の観点から、設立者・寄付者の意思等により指定された一定の財産（現行財団法人制度における「基本財産」に相当する財産）を他の財産と区分することとした場合、当該区分された財産について、処分の制限も含め、安全・確実な方法で管理運用するための規律を設けることについて、どう考えるか。

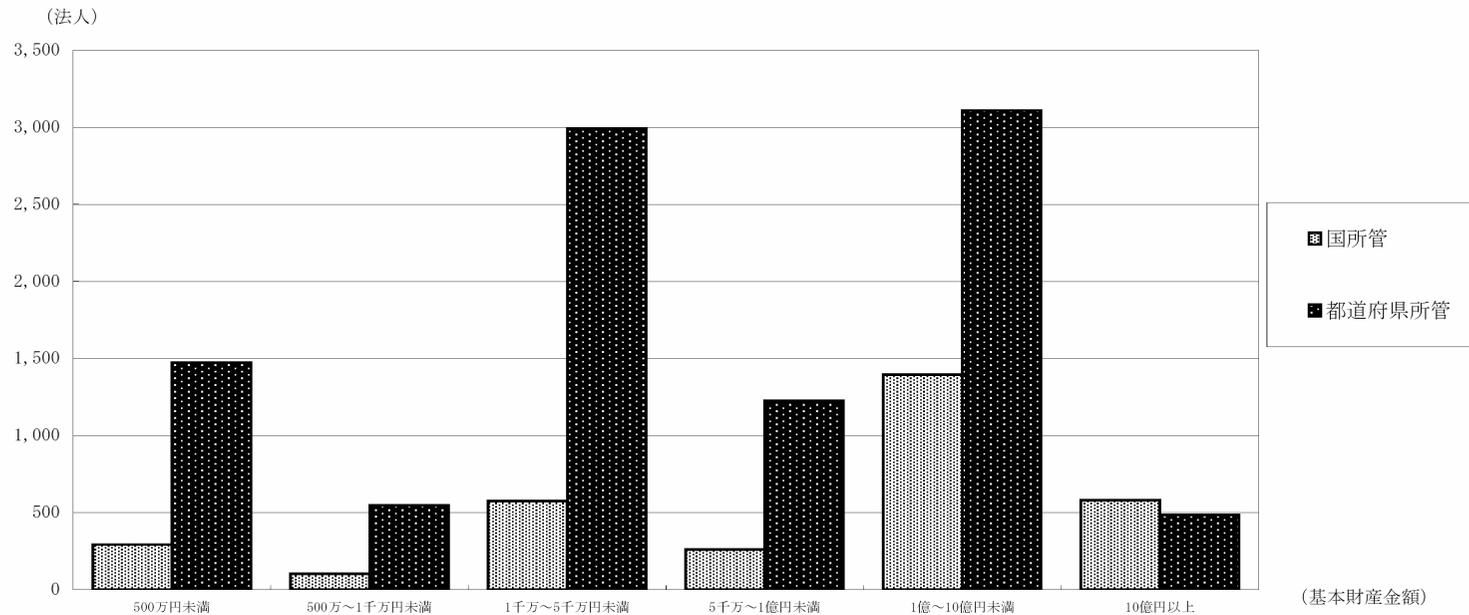
(3) 基本財産（仮称）又は一定の財産の情報開示に係る規律

- いずれにせよ、法人の適正運営確保について社会監視を重視する観点からは、基本財産（仮称）の額（設立者・寄付者の意思等により指定された一定の財産（現行財団法人制度における「基本財産」に相当する財産）を他の財産と区分することとした場合にあっては、当該区分された財産額も含む）等必要な情報を開示する必要があるのではないか。

【参考】

平成 16 年度公益法人に関する年次報告（総務省）

図表 2 - 1 - 13 基本財産規模別法人数



所管官庁	財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円未満	500万円以上 1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	3,204	292	103	575	260	1,394	580	2,699,550	843
都道府県所管	9,827	1,473	546	2,991	1,224	3,109	484	2,360,639	240
合計	12,989	1,759	647	3,549	1,477	4,494	1,063	5,054,554	389
前年合計	13,171	1,807	664	3,615	1,501	4,524	1,060	5,019,051	381
	比率(%)	13.5	5.0	27.3	11.4	34.6	8.2		

表 2 - 2 - 31 正味財産額規模別法人数

所管官庁		法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)
			1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	社団	3,805	749	1,167	523	897	175	294	3,210,138	844
	財団	3,204	168	263	210	995	491	1,077	7,896,703	2,465
都道府 県所管	社団	9,160	3,097	2,959	947	1,472	330	355	1,720,904	188
	財団	9,827	935	2,096	1,400	3,235	968	1,193	6,047,602	615
合 計		25,825	4,871	6,454	3,069	6,572	1,958	2,901	18,812,350	728
		比率(%)	18.9	25.0	11.9	25.4	7.6	11.2		
前年合計		26,043	4,997	6,485	3,132	6,584	1,961	2,884	18,076,550	694

(2) 財団形態の法人に係る適正運営の確保のあり方 (情報開示の事項について)

公益性を有する財団形態の法人については、評議員の氏名及び住所を開示する方向で検討してはどうか。

【留意点】

- ・ 非営利法人ワーキング・グループにおいて、一般の財団形態の法人にあつては、評議員・評議員会を必置とし、理事、監事の選任・解任、計算書類の承認、寄附行為の変更、法人の合併の承認及び寄附行為に定める事項については評議員会の議決を要するものとする方向で検討されている。
- ・ 評議員会は重要な法令上の必置機関であることから、理事・監事及び社団形態の法人の社員と同様に、財団形態の法人の評議員についても、個人識別情報の取扱いやプライバシーの保護の観点に留意しつつ、氏名・住所を開示することを基本としてはどうか。

(3) その他

このほか、公益性を有する財団形態の法人に固有の必要な規律としてどのようなものが考えられるか。

【留意点】

- ・ 公益性を有する財産形態の法人に固有の必要な判断要件に係る規律又は適正運営確保に係る規律として、上記のものほか、どのようなものが考えられるか。